

## 平成26年度第2回二宮町国民健康保険運営協議会会議録

日 時：平成26年10月6日（月）19：00より

場 所：二宮町役場 第1会議室

出席者：二宮町国民健康保険運営協議会委員8名

事務局：健康福祉部長・保険医療課長・保険年金班長

傍聴者：なし

### 1. 開会

### 2. 会長あいさつ

会長あいさつ

### 3. 議事

#### (1) 国民健康保険の基礎データについて

事務局より内容説明

委 員：被保険者の内訳で後期高齢者離脱に0が続いている。年度中増としては、後期をやめて国保に入ることだと思うが、そもそもあり得ることなのか。

事務局：65～74歳で一定の障害状態にあることにより広域連合の認定を受けた方は後期高齢者医療制度に加入することが出来る。一定の障害状態で無くなった場合等には国民健康保険等に戻ることになるが、そういう事例はほとんどない。県報告書式を利用しました。

委 員：一般会計（その他繰入金）について、町の中でも特徴的なところがいくつかある。対前年比で10倍の繰入もあれば1/2、1/5にすることもある。こういう大きな変動をしているところは、何か考え方を変えて運営しているのか。

事務局：調べさせていただきます。

委員要望：税率改正や運営状況を住民に知らせる時には、この辺りも重要なファクターになると思うので、調べられるだけ調べておいていただきたい。

委 員：色々表やグラフにしてもらったが、5年間位では年度の差はほとんどなく傾向は同じで意味がない。自治体に国保運営が任された当時と比べ、5年・10年…50年経って現状は7～8割が低所得者となっているため、上げざるをえない非常に切羽詰った状態だと、不具合が目に見えて分かる客観的な資料の方が見る人は過去の経緯や現在の状況が分かりやすいと思う。

**委員要望：**町民への説明、広報でどのような資料を使っていくのか、いかに分かりやすく説明していくのか検討していただきたい。

**事務局：**データがどういう形であるかが問題となりますが、出来る限り要望に沿った形にしていければと思います。

## (2) 国民健康保険の今後と保険税について

事務局より内容説明

**委員：**試算1・2・3とあるが、最終的には同じくらいの税収になるのか。

**事務局：**試算1が一番多く、2・3と続く形になっています。

**委員：**例えば試算3とした場合、2～3年先までの運用が見込めるのか。

**事務局：**試算3はかなり厳しい状態です。

**委員：**二宮町として、平成27年度からの医療費をどう見込んでいるのか、それを保険税でいくら賄わなければならないのかというリンクが分からない。また、何年先まで見るかと言った時、来年の通常国会で国保も広域化で県が主体となる法案提出がされるはずだが、そのあたりの情報もあるのか。何年もたせるかだが、前回はいつ上げて何年もったのかななどを教えて欲しい。

**事務局：**まず広域化についてですが、平成29年度に向けて広域化していこうという動きはありますが、まだ具体的には進んでいません。現状のやり方も税率も違い料と税も統一されていない中で、給付と徴収はとりあえず市町村、運営は県という仕組みを作って徐々に統一化していきましようと言った感じです。

何年もたせるのかという問題には、事務局としては3年を一つの区切りとして見えています。広域化も含めて現状のまま維持できるのかという問題がありますが、単純計算では非常に厳しい状態です。

**委員：**平成25年度の状況では11/33市町村だが、試算1では5番目、試算2でも7番目位とだいぶ上がってくる。一般財源に全然手を付けずに税率だけ上げればいいのか、国保が破綻してしまうということもあるが、一概には言えない非常に難しい問題である。なので、町民には非常に厳しい切羽詰った状態だと、どう言う状況であろうと知らせる必要がある。

足りないから税率を上げるということも必要だが、もっと並行してこんな事をしてくれたら医療費総額が減りますよと言ったキャンペーンに知恵をだして町政と町民がお互いに両輪として取り組むべきだと考える。

**事務局：**おっしゃる通りで、給付を抑えることが重要となります。特定健康診査も市町村健診から保険者が行うようになったのは、早期発見・早期治療、傾向を保険者が把握することによって医療費を抑えることが一番の目的でした。予防事業をしっかりと行うことで医療費を抑えます。他にもジェネリックやKDBシステムの活用により注視していきたいと思います。医療費を抑制できれば保険税を上げずに済むと言う相関関係を説明することは確かに必要だと思います。

また、一般会計からの繰り入れについては、町の姿勢としては、サラリーマン等の他保険に加入している方の税金も国保に入れてしまうと二重になってしまう、一度入れてしまうとどこで歯止めをかけるのか（保険税を上げたくないから税金を投入する）という問題から、過去・現在においてもしていないと認識している。

**委員**：しかしそれが今や世の流れとしては例外的な自治体となっている。

**事務局**：現実としては県下で4団体とのことです。

**委員**：ジェネリック推奨のため薬剤師協力のもとこれだけ抑えることが出来たとか、ドクターショッピングなどということも出来るだけ無くすなど、色々なことに税率を上げる前、もしくは並行して知恵を出さなければならない、そういう事も議論する必要があると考える。

**事務局**：おっしゃる通りだと思います。医療費抑制と言うか無駄な医療費を使わない、必要のある方には使ってもらうことが重要なので、出来る限り早期に発見できるように通院してもらい治す、毎日通院しているような方もいると聞くので、その辺りはどこかで抑制する必要がある、そのPRも必要だと考える。

**委員**：国民健康保険条例では国保税を取るとしかないが、国民健康保険税条例はあるのか。ある場合、税条例では所得割・資産割・均等割・平等割額の構成比は決まっているのか。

**事務局**：国民健康保険税条例もありますが、それぞれの構成比については記載していません。上限額やそれぞれの計算根拠となる税率等を明記しています。

また、先ほど税率が変わった時に何年もっているのかとの質問がございましたが、前は平成20年度に所得割・均等割・平等割の増、平成23年度に資産割の減にて変更をしています。

**委員**：増減は別にしても3～4年ですね。では、町民にとって資産を持っている方はこれが得、低所得者にはこれが得と言った特徴が試算1・2・3それぞれにありますか。傾向としては、応能負担を減らして応益負担を増やそうという改革でしょうか。

**事務局**：国の基本方針としては応能・応益は50:50とされていますが、50を境に動いています。二宮町では所得割・資産割・均等割・平等割の四方式を採用していますが資産割の無いところもあります。割合も含め市町村の実情に応じた判断が出来るようになっていきます。また、応益を増やしてしまうと低所得者の負担を大きくしてしまうことになるため、なかなか応益を増やしていくことが今まで難しかったというところです。

**委員**：結局納税額が高いということはやせ我慢をしているから。よそは毎年のようにさみだれ式に一般財源から入れることによって負担納税額の見かけは安くなっていると言うのが現実なのでしょうか。

**事務局**：一般会計から入れてしまえば、入れる額にもよりますが税額を低く抑えること

はできるのでおっしゃる通りだと思います。ただ、入れていない割にはものすごく上にもなっていないということで、皆さんがある程度健康で医療費が抑制されているからだと思います。

**委員：**子ども子育てで定住人口を増やそうとしているが、若いお母さんたちは自治体の納税額の比較などを行い、住みやすい町を色々な意味で評価し選んでいる。そういう若い世代の人たちが国保に入るかと言ったら非常に少なくなっているのであまり影響はないということなのかもしれないが、納税額が上位5番や10番というのがどうなのか。

**事務局：**色々な政策的なものを考えて二宮の売りを出す場合、支出の部分は家計にも直接影響されるもののため非常に重要視されるものであると思います。そこを上手く理解していただき二宮の良さを上手くアピールするバランスが難しいところです。

**委員：**3月議会に出す案は、運営協議会に示されるのか。協議会が意見を出してそれを条例化していくのか、最終的に行政からの案を協議会に出し了解を得て議会に提出するのか。

**事務局：**協議会で練ってもらっているので、統一した意見として議会に提出します。

**委員：**議会前に最終的な率を我々は目にするのか。町民としては少なく、行政としては多く…非常に難しいところだと思う。

**事務局：**税率については条例の中で表現していくため、議会に提出します。平成27年度については3月に決まりますが、国民健康保険の実際の賦課は7月のため、それまでの期間が周知期間となります。

**委員要望：**次回までに、国民健康保険の現状は厳しくこんなに困っている・よそと比べてこうやって頑張っているなどの広報の素案をまとめて欲しい。調定額などの役所の専門用語はわからないので、誰もが分かりやすいものとして欲しい。医療費が伸びていて、そのためには最低限保険税でいくらもらわなければならないのか。現在も資料ではバラバラで分かりにくい。保険税としていくら確保できれば3年間位保険税の改定をしなくても大丈夫そうなのかを示してほしい。その後、所得割や資産割、均等・平等割でいくらとるかだと思います。

**事務局：**ご要望いただきました資料に出来る限りして、またご提示させていただきたいと思います。

### (3) その他

今回は、12月1日(月)19時からよろしくお願い致します。

## 4. 閉会

20時分40終了